

障害がある方・難病の方に手当を支給します

重度の障害がある方への国の手当

■特別障害者手当

対象精神または身体の重度の障害で日常生活において常時特別の介護が必要な、次のいずれかに該当する20歳以上の方 ①身体障害者手帳1・2級、療育手帳④程度の障害が重複している ②ひとつの障害でも①と同程度の状態にある(肢体不自由や精神障害で日常生活において全面的に介助が必要。内部障害などで絶対安静の状態にあるなど) 施設に入所している方や継続して3か月を超えて入院している方を除く。所得制限あり 手当の月額2万6千620円

■経過措置による福祉手当

対象制度改正(昭和61年4月1日)以前に20歳以上で、

制度改正前の福祉手当を受給していた方のうち、特別障害者手当も障害基礎年金も受けられない方施設に入所している方を除く。所得制限あり 手当の月額1万4千480円

■障害児福祉手当

対象重度の障害で日常生活で常時介護が必要な、おおむね次のいずれかに該当する20歳未満の方 ①身体障害者手帳1級と2級の一部 ②療育手帳④ ③精神障害、血液疾患、肝臓疾患などで①・②と同程度の障害がある 障害を支給理由とする年金を受けている方や施設に入所している方を除く。所得制限あり 手当の月額1万4千480円

障害がある子どもの保護者への国の手当

■特別児童扶養手当

対象精神または身体におおむね次の一定の障害のある20歳未満の子どもを養育している保護者 ①身体障害者手帳1級～3級と4級の一部 ②療育手帳④～B

③その他①・②と同程度の障害がある 子どもが障害を支給理由とする年金を受けている場合や施設に入所している場合を除く。所得制限あり 手当の月額(障害の程度)▶重度...5万1千円▶中度...3万4千30円

一定の障害がある方への市の手当

■在宅心身障害者福祉手当

対象次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1級～3級(3級は20歳未満) ②療育手帳の等級が④・A・B(Bは20歳未満) ③精神障害者保健福祉手帳の等級が1級など①・②と同程度の障害があると認められる 施設に入所している方、特別障害者手当、

障害児福祉手当、経過措置による福祉手当、寝たきり老人手当をすでに受給している方を除く 手当の月額(障害の程度)▶身体障害者手帳▶1級...1万1千500円▶2級...9千円▶3級...7千円▶療育手帳▶④...1万1千500円▶A...9千円▶B...7千円▶精神障害者保健福祉手帳1級...9千円

難病の方と小児慢性特定疾患の子どもへの市の手当

■難病者福祉手当

対象ネフローゼ症候群・先天性血液凝固因子欠乏症・埼玉県指定疾患医療給付制度に基づく特定疾患の各疾患を有する方、小児慢性特定疾患で埼玉県より指定疾患医療受給者証の交付を受けている方 施設

に入所していたり、他の手当を受けていることによる支給の制限はありません 手当の月額6千円

問合せいずれも障害者福祉課へ内線1591

お礼

●ありがとうございました
温かい寄附をいただきました。
厚くお礼申し上げます。

狭山グリーンハイソゴルフ
同好会から社会福祉のために
2万円

さやまCityゴルフから
社会福祉のために18万2千1
10円

ミュージックプラザ人間教
室から社会福祉のために6万
5千741円

狭山ダンス連盟から社会福
祉のために2万2千300円

博物館

☎955 3804

ちっちゃな工作教室

日時8月14・21日(木)9時～16

時 内容動くおもちゃ、民族

楽器 費用1千円程度

木のおもちゃを作る

日時8月10日(日)、10時と14時

から 内容動くおもちゃを作

る 講師工芸作家・樋上潔氏

対象小学生と保護者 定員各

回20組 費用1千500円

申込み8月6日(水)、9時から
電話で博物館へ

暮らしの情報

主に市からのお知らせを掲載します。定員は原則として先着順、「場所」の記載がない催しは、問合せ先が会場となります。

狭山市役所の所在地

〒350 1380 狭山市入間川1 23 5

☎042 953 1111 ☑042 954 6262

公式ホームページ <http://www.city.sayama.saitama.jp/>

モバイルサイト <http://www.city.sayama.saitama.jp/mobile/>

お知らせ

●消防活動協力者を表彰

次の方は、いち早く火災の発生に気がつき、適切かつ迅速な行動で消火活動に協力され、火災による被害の軽減に尽くされました。

高木幸夫氏(川越市) 問合せ

消防総務課へ ☎953 7

112

●黙とうを捧げましょう

広島と長崎に原爆が投下され、今年で58年目を迎えます。市では、平和都市宣言の趣旨に従い、原爆死亡者の霊を慰

め、世界の恒久平和の確立を祈り黙とうを捧げます。時間は、8月6日(水)、8時15分から8月9日(土)、11時2分から、それぞれ1分間です。

また、8月15日(金)は終戦記念日です。真の平和と戦争による犠牲者の冥福を祈り、正午から1分間の黙とうを捧げます。皆さんも黙とうをお願いします。

問合せ福祉課へ内線1511

●ご利用ください

生活一時金貸付制度

対象市内在住で一時的に資金(災害、結婚、出産、入学、葬祭など使途が健全なもの)が必要な世帯 貸付限度額30万円 利率年1.7% 償還期間3年以内 連帯保証人が必要、審査あり 申込み市民相談室へ内線1141

●応急手当普及員の養成講習会

事業所や自主防災組織などで普通救命講習会ができるよう、応急手当普及員を養成するための講習会です。

日時10月11日(土)13日(月)、9時~17時(全3回) 場所入間市健康福祉センター 対象市

内在住・在勤の18歳以上の方 定員10名 費用2千800円(テキスト代) 申込み8月4日(月)から消防署へ ☎953 6177

●献血にご協力ください

日時8月15日(金)、9時30分~15時30分(12時~13時を除く) 場所市役所エントランスホール 内容全血献血、成分献血(成分献血は8月11日までに申し込みが必要) 申込み健康推進課へ ☎956 8050

健康と福祉

●入院時食費療養費標準負担額・一部負担金を減額

国民健康保険加入者が入院した場合、食事にかかる費用のうち1日当たり780円を負担することになりますが、住民税非課税世帯の方は申請で650円(90円を超える入院は500円)、世帯の所得が0円で高齢受給者証をお持ちの方は300円(に減額されます。また、高齢受給者証をお持ちの住民税非課税世帯の方が同一医療機関に1か月に支払う入院時一部負担金は、2

万4千600円(所得が0円の世帯の方は1万5千円)に減額されます。なお、認定証をお持ちの方も更新が必要で、問合せ保険年金課へ内線1051

●風しんの予防接種

平成6年の予防接種法の改正により、風しんの予防接種対象者が中学生女子から幼児(生後12か月~90か月)に変更になりました。この変更に伴い、接種の機会を失わないよう、次の方には経過措置が設けられています。この期間を過ぎると任意接種(有料)とな

証明書の一部が電子公印になり 印影が朱から黒に変わります

8月11日(月)から、市民課、収税課、資産税課、市民税課で発行する証明書などのうち、コンピューター処理する書類の公印が、これまでの朱色から黒色に変わります。問合せ各担当課へ

りますので、未接種の方は早めに接種を受けてください。期間9月30日(火)まで 接種場所指定医療機関へ申し込みが必要。詳しくは平成15年度すこやかさやま健康カレンダーをご覧ください) 対象昭和54年4月2日~62年10月1日生まれの方すでに風しんにかかった方風しん・MMRの予防接種を受けた方を除く) 持参品母子健康手帳、健康保険証 問合せ保健センターへ ☎959 5811

●コッコツ貯筋倶楽部

日時9月25日、12月19日の毎週2回と平成16年1月30日、2月27日、3月26日、13時30分~15時30分(全28回) 内容体力測定、理学療法士と健康運動指導士による体操、筋力トレーニング、太極拳など 対象40歳以上の次のいずれかに該当する方 介護保険で要介護の認定を受けている 要介護認定はされていないが軽い障害や病気がある(医療での機能訓練を受けている方医師から運動を制限されている方は不可) 定員15名 申込み9月12日(金)までに保健センターへ ☎959 5811